

意匠制度

州名	国コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11		12		13	14	15	16	備考
			パ リ 条 約	W T O 協 定	ハ ー グ 協 定	ロ カ ル ノ 協 定	意 匠 法	出 資 願 人 の 格	現 地 必 代 理 要 人 性	審 査 制 度	新 の 規 性 基 判 断 準	起 算 日	期 へ 年 間	起 算 日	期 間	起 算 日	期 間	国 際 分 類	登 録 表 示	広 域 制 度	の 秘 密 意 有 匠 制 無 度	
ア ジ ア	BD	バングラデシュ	○	○	×	×	○	◎	要	○	国内公知公用・国内刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	●(備)	-	-	-	○	(備)高等裁判所に提訴する。		
	BN	ブルネイ	○	○	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	●	○	×	-	○			
	BT	ブータン	○	△	×	×	○	◎	要	×	国内公知公用・国内刊行物	出願	5延5ずつ2回	-	○	○	-	-				
	CN	中国	○	○	○	○	○	◎	要	○(備1)	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	15(備2)	×	○	○	×	-	×	(備1)方式、不登録事由、単一性、明らかな新規性欠如等 (備2)優先権があるものは優先日が起算日。		
	HK	香港	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	×	●	○	×	-	×			
	ID	インドネシア	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10	公開	3月	○	-	×	-	×		
	IN	インド	○	○	×	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10延5	×	○	○	○	-	×			
	JP	日本	○	○	G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	25	×	○	×	×	-	○			
	KH	カンボジア	○	○	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	●	○	-	-	○			
	KR	韓国 (実体審査有/無審査併存)	○	○	G	○	○	◎	要	○ ×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	20	×	登録 3月	○(備)	○	×	-	○	(備)利害関係人又は審査官のみが請求できる。	
	LA	ラオス	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	15(備)	登録	90日	●	○	×	-	○	(備)5年ごとに年金前納が必要。	
	LK	スリランカ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	公開	2月	○	-	-	-			
	MM	ミャンマー(未施行)	×	○	×	×	○(備)	◎(備)	要	×	(備)内外国公知公用・内外国刊行物	出願(備)	5延5ずつ2回	公開(備)	60日	○(備)	○(備)	-	-	×	(備)法律の制定はされているが現在未施行である	
	MN	モンゴル	○	○	H,G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	10	公開	3月	○	○	-	-			
	MO	マカオ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	×	●	-	×	-				
	MV	モルディブ	×	○	×	×	×	調査時点においては意匠法は未制定					左記参照					-				
	MY	マレーシア	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	×	●	○	×	-	×			
	NP	ネパール	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	5延5ずつ2回	公報	35日	○	-	-	-			
	PH	フィリピン	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	○	○	×	(備)	-	×	(備)登録表示は義務ではないが、表示しなかった場合には、損害賠償係争時に不利益な扱いを受けることがある。	
	PK	パキスタン	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10延10ずつ2回	×	●	-	-	-				
SG	シンガポール	○	○	G	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	○	○	×	-	×				
TH	タイ	○	○	×	×	○	◎	要	○	国内公知公用・内外国刊行物	出願	10	公開	90日	●	○	×	-	○			
TW	台湾	×	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	12	×	○	○	○	-	×				
VN	ベトナム	○	○	G	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	(備1)	●(備2)	○	×	-	×	(備1)公告日から登録までの間、意見書を提出できる。 (備2)権利有効期間中		
大 洋 州	AU	オーストラリア	○	○	×	×	○	◎	要	×	国内公知公用・内外国刊行物	出願	5延5	-	○	○	○	-	×			
	FJ	フィジー	×	○	×	×	×	英国で取得された意匠権が効力を有する					左記参照					-				
	NZ	ニュージーランド	○	○	×	×	○	◎	要	○	国内公知公用・国内刊行物	登録	5延5ずつ2回	×	○	○	×	-	○			
	PG	パプアニューギニア	○	○	×	×	○	◎	要	×	国内公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	-	●	○	×	-	×			
	SB	ソロモン	×	○	×	×	○	英国登録意匠権者は、ソロモン諸島意匠法に基づく意匠権を享受する旨が規定されている。					-	-	-	-	-	-				
	TO	トンガ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	●	-	×	-				

州名	国 コ ー ド	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11		12		13	14	15	16	備考
			パ リ 条 約	W T O 協 定	ハ ー グ 協 定	ロ カ ル ノ 協 定	意 匠 法	出 資 願 人 の 格	現 の 地 代 理 要 人 性	審 査 制 度	新 の 規 性 基 判 断 準	起 算 日	期 間 年	起 算 日	期 間	起 算 日	期 間	国 際 分 類	登 録 表 示	広 域 制 度	の 秘 密 意 匠 制 無 度	
中東	AE	アラブ首長国連邦	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	20(備)	×	●	○	×	-	×	(備) 年金は無料		
	BH	バーレーン	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10 延5	(備1)	●(備2)	-	○	-	(備1)情報提供が行える。 (備2)利害関係人は行政機関に申立てることができる。			
	IL	イスラエル	○	○	G	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	25	×	○	○	×	-	×			
	IQ	イラク	○	△	×	×	○(備1)	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	10	×	○	×	×	-	(備1)連合暫定施政当局(CPA)指令第81号 (備2)イラク独自の意匠分類(20類)			
	IR	イラン	○	△	×	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ 2回	×	●	-	×	-	○			
	JO	ヨルダン	○	○	×	×	○	◎	-	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	15	公開	90日	○	○	○	-			
	KW	クウェート	○	○	×	×	○	◎	-	×	国内公知公用(出願前20年間)	出願	10 延5	×	×	-	×	-				
	LB	レバノン	○	△	×	×	○	○	要(備)	×	国内公知公用	出願	5-25(最長25 年)	×	-	-	-	×	-	(備)レバノン又はシリアの代理人を選定できる。		
	OM	オマーン	○	○	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10 延5ずつ2回	-	●	-	-	-				
	QA	カタール	○	○	×	×	○	◎	要	-	-	-	5 延5ずつ2回	-	-	-	-	-				
	SA	サウジアラビア	○	○	×	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10	×	●	○	×	-	×			
	SY	シリア	○	△	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	×	●	-	×	-				
	YE	イエメン	○	○	×	×	○	◎	-	○	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	5 延5ずつ2回	×	●	○	×	-				
	TR	トルコ	○	○	G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回	公報	6月	●(備)	○	×	-	○	(備)意匠登録の存続期間中及び消滅後5年以内。	
アフリカ	EG	エジプト	○	○	G	×	○	◎	-	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10 延5	公開	60日	○	○	×	-	×		
	ET	エチオピア	×	△	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	×	●	○	×	-				
	KE	ケニア	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	公報	60日	●	○	×	ARIPO	×		
	SD	スーダン	○	△	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	-	○	-	×	ARIPO	○			
	TN	チュニジア	○	○	G	×	○	◎	要	×	-	出願	(備)	×	●	-	×	-	(備) 5・10・15年より選択。5・10年を選択した場合は、最長15年 まで更新可。			
	NG	ナイジェリア	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	×	○	-	×	-	○			
	ZA	南アフリカ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	(備1)	10又は15(備2)	×	○	○	×	-	×	(備1)登録日又は公表日の何れか早い方。 (備2)美的意匠は15年、機能的意匠は10年。		
	MA	モロッコ	○	○	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	×	●	○	×	-				
	AO	アンゴラ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	×	●	-	×	-				
	BF	ブルキナファソ	○	○	×	×	○	◎	要	○(備)	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	公開 (備)	3月	●	○	×	OAPI	○(備)	(備)バンギ協定による	
	BI	ブルンジ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	-	●	-	-	-				
	BJ	ベナン	○	○	H,G	×	○	◎	要	○(備)	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	公開 (備)	3月	●	○	×	OAPI	○(備)	(備)バンギ協定による	
	BW	ボツワナ	○	○	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	×	●	○	×	ARIPO	○			
	CG	コンゴ共和国	○	○	×	×	○	◎	要	○(備)	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	公開 (備)	3月	●	○	×	OAPI	○(備)	(備)バンギ協定による	
	CF	中央アフリカ	○	○	×	×	○	◎	要	○(備)	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	公開 (備)	3月	●	○	×	OAPI	○(備)	(備)バンギ協定による	
CD	コンゴ民主共和国	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5	-	●	○	×	-					
CI	コートジボアール	○	○	H,G	×	○	◎	要	○(備)	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	公開 (備)	3月	●	○	×	OAPI	○(備)	(備)バンギ協定による		
CM	カメルーン	○	○	×	×	○	◎	要	○(備)	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	公開 (備)	3月	●	○	×	OAPI	○(備)	(備)バンギ協定による		

州名	国コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11		12		13	14	15	16	備考
			パリ条約	WTO協定	ハーグ協定	ロカルノ協定	意匠法	出資人の格	現の地代理要人性	審査制度	新の規性基判断準	起算日	期(年)間	起算日	期間	起算日	期間	国際分類	登録表示	広域制度	の秘密有匠制無度	
アフリカ	DJ	ジブチ	○	○	×	×	○	◎	-	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	-	●	○	-	-				
	DZ	アルジェリア	○	△	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10	×	×	○	×	-				
	GA	ガボン	○	○	H,G	×	○	◎	要	○(備)	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	公開(備)	3月	●	○	×	OAPI	○(備)	(備)バンギ協定による	
	GH	ガーナ	○	○	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	公報	-	●	○	-	ARIPO	×		
	GM	ガンビア	○	○	×	×	○	◎	要	×	国内公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	●	-	-	ARIPO				
	GN	ギニア	○	○	×	○	○	◎	要	○(備)	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	公開(備)	3月	●	○	×	OAPI	○(備)	(備)バンギ協定による	
	GQ	赤道ギニア	○	△	×	×	○	◎	要	○(備)	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	公開(備)	3月	●	○	×	OAPI	○(備)	(備)バンギ協定による	
	GW	ギニアビサウ	○	○	×	×	○	◎	要	○(備)	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	公開(備)	3月	●	○	×	OAPI	○(備)	(備)バンギ協定による	
	KM	コモロ	○	△	×	×	○	◎	要	○(備)	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	公開(備)	3月	●	○	×	OAPI	○(備)	(備)バンギ協定による	
	LR	リベリア	○	○	×	×	×	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	●	○	-	ARIPO	○			
	LS	レソト	○	○	×	×	×	◎	要	×	国内公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	-	●	-	-	ARIPO				
	LY	リビア	○	△	×	×	○	◎	-	×	国内公知公用	出願	5延5ずつ2回	-	○	-	×	-				
	MG	マダガスカル	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	●	○	-	-				
	ML	マリ	○	○	H,G	×	○	◎	要	○(備)	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	公開(備)	3月	●	○	×	OAPI	○(備)	(備)バンギ協定による	
	MR	モーリタニア	○	○	×	×	○	◎	要	○(備)	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	公開(備)	3月	●	○	×	OAPI	○(備)	(備)バンギ協定による	
	MU	モーリシャス	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	-	●	-	×	ARIPO				
	MW	マラウイ	○	○	×	○	○	◎	要	×	国内公知公用・国内刊行物	出願	5延5ずつ2回	-	○	○	×	ARIPO	×			
	MZ	モザンビーク	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ最大25年(備)	公開	30日	●	○	-	ARIPO	○	(備)ARIPO経由の意匠は最長15年	
	NA	ナミビア	○	○	G	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	●	○	○	ARIPO	○			
	NE	ニジェール	○	○	H,G	×	○	◎	要	○(備)	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	公開(備)	3月	●	○	×	OAPI	○(備)	(備)バンギ協定による	
	RW	ルワンダ	○	○	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	●	○	×	ARIPO				
	SC	セーシェル	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	●	○	×	ARIPO	○			
	SL	シエラレオネ	○	○	×	×	×	-	-	×	-	出願	5延5ずつ2回	-	●	○	-	ARIPO				
	SN	セネガル	○	○	H,G	×	○	◎	要	○(備)	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	公開(備)	3月	●	○	×	OAPI	○(備)	(備)バンギ協定による	
	ST	サントメ・プリンシペ	○	△	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	公報	3月	●	×	×	ARIPO			
	SZ	エスティワニ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	○	-	×	ARIPO	×			
	TD	チャド	○	○	×	×	○	◎	要	○(備)	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	公開(備)	3月	●	○	×	OAPI	○(備)	(備)バンギ協定による	
	TG	トーゴ	○	○	×	×	○	◎	要	○(備)	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	公開(備)	3月	●	○	×	OAPI	○(備)	(備)バンギ協定による	
TZ	タンザニア (旧タンガニーカ)	○	○	×	×	×	英国意匠法を適用・英国で取得した意匠権が効力を有する				左記参照				ARIPO	ARIPO経由の場合はARIPO参照						
	○						◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	●		○	×	○				
UG	ウガンダ	○	○	×	×	×	-	-	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	-	○	-	ARIPO					
ZM	ザンビア	○	○	×	×	○	◎	要	○	国内公知公用	登録	5延5ずつ2回	×	○	-	×	ARIPO	×				
ZW	ジンバブエ	○	○	×	×	○	◎	要	×	国内公知公用・内外国刊行物	出願	10延5	公開	2月	○	×(備)	×	ARIPO	×	(備)意匠分類はない。		

州名	国コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11		12		13	14	15	16	備考
			パリ条約	WTO協定	ハーグ協定	ロカルノ協定	意匠法	出資人の格	現の地代理要人性	審査制度	新規性基準	起算日	期(年)間	起算日	期	起算日	期	国際分類	登録表示	広域制度	秘密意匠無度	
N I S 諸 国	AM	アルメニア	○	○	G	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回	×		○		○	×	-	○	
	AZ	アゼルバイジャン	○	△	G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10 延5	公開/公報	6月	○		○	×	-	×	
	BY	ベラルーシ	○	△	G	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10 延5	×		○(備)		○	×	-	×	(備)何人も権利有効期間中
	GE	ジョージア	○	○	H,G	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回	公報	3月	●		-	-	-		
	KG	キルギス	○	○	H,G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10 延5	登録	(備)	-		○	×	-	×	(備)権利有効期間中
	KZ	カザフスタン	○	○	×	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10 延5	登録	(備)	○		○	-	-	×	(備)権利有効期間中
	MD	モルドバ	○	○	H,G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回	公開	3月	●		○	×	-	○	
	RU	ロシア	○	○	G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回	×		○		○	×	-	×	
	TJ	タジキスタン	○	○	G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10 延5	-		○		○	×	-	×	
	TM	トルクメニスタン	○	△	G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	15	×		○		○	-	-	×	
	UA	ウクライナ	○	○	H,G	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10 延5	×		●		○	×	-		
UZ	ウズベキスタン	○	△	×	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10 延5	×		○		○	-	-			
欧 州	AD	アンドラ	○	△	×	×	×	調査時点においては意匠法は未制定				左記参照				-						
	AL	アルバニア	○	○	H,G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回	公開	3月	●		○	-	-	○	
	AT	オーストリア	○	○	×	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回	×		○		○	×	EUIPO	○	
	BA	ボスニア・ヘルツェゴビナ	○	△	G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回	公報	3月	○		○	-	-	×	
	BE	ベルギー	○	○	H,G	○(備)	○(備)	◎	-	×	欧州域内公知公用・欧州域内刊行物	出願	5 延5ずつ4回	×		●		○	×	EUIPO	○	(備)ベネルクス統一意匠法
	BG	ブルガリア	○	○	H,G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10 延5ずつ3回	公開	2月	○		○	×	EUIPO	○	
	CH	スイス	○	○	H,G	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回	×		●		○	×	-	○	
	CY	キプロス	○	○	×	×	○	◎(備)	要	×	共同体内公知公用・共同体内刊行物	出願	5 延5ずつ4回	×		○		○	-	EUIPO	○	(備)キプロス及びECメンバー国内に居住を有する自然人及びそこで活動する法人のみが対象。
	CZ	チェコ	○	○	×	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回	×		○		○	×	EUIPO	○	
	DE	ドイツ	○	○	H,G	○	○	◎	要	×	欧州域内公知公用・欧州域内刊行物	出願	5 延5ずつ4回	×		○		○	×	EUIPO	○	
	DK	デンマーク	○	○	G	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回	×		●		○	×	EUIPO	○	
	EE	エストニア	○	○	G	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回	×		○		○	×	EUIPO	×	
	ES	スペイン	○	○	G	○	○	◎	-	×	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	5 延5ずつ4回	公報	2月	○		○	×	EUIPO	○	
	FI	フィンランド	○	○	G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回	公開	2月	○		-	×	EUIPO	○	
	FR	フランス	○	○	H,G	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回	×		●		○	×	EUIPO	○	
	GB	英国	○	○	G	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回	×		○		○	○	-	×	
	GR	ギリシャ	○	○	H,G	○	○	◎	要	×	欧州域内公知公用・欧州域内刊行物	出願	5 延5ずつ4回	-		○		○	-	EUIPO	○	
	HR	クロアチア	○	○	H,G	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回	×		○		○	-	EUIPO	○	
HU	ハンガリー	○	○	H,G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回	×(備)		○		○	×	EUIPO	×	(備)異議申立制度はないが、何人も公開に対して情報提供を行える。	
IE	アイルランド	○	○	×	○	○	◎	要	○	欧州域内公知公用・欧州域内刊行物	出願	5 延5ずつ4回	×		○		○	○	EUIPO	○		
IS	アイスランド	○	○	G	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回	×		○		○	×	-	○		

州名	国 コ ー ド	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11		12		13	14	15	16	備考
			パ リ 条 約	W T O 協 定	ハ ー グ 協 定	ロ カ ル ノ 協 定	意 匠 法	出 資 願 人 の 格	現 の 地 代 理 要 人 性	審 査 制 度	新 の 規 性 基 判 断 準	起 算 日	期 間 年 間	起 算 日	期 間	起 算 日	期 間	国 際 分 類	登 録 表 示	広 域 制 度	秘 密 意 匠 制 無 度	
欧 州	IT	イタリア	○	○	H,G	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回	×		●		○	×	EUIPO	○	
	LI	リヒテンシュタイン	○	○	H,G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回	×		○		-	×	-	○	
	LT	リトアニア	○	○	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回	公報	3月	○		○	×	EUIPO	○	
	LU	ルクセンブルク	○	○	H,G	○(備)	○(備)	◎	要	×	ベネルクス領域内公知公用	出願	5 延5ずつ4回	-		○		-	×	EUIPO	○	(備)ベネルクス統一意匠法
	LV	ラトビア	○	○	G	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	5 延5ずつ4回	公報	3月	●		○	×	EUIPO	○	
	MC	モナコ	○	×	H,G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10 延10ずつ4回	×		●		○	×	-	○	
	ME	モンテネグロ	○	○	H,G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	25	×		○		○	×	-		
	MK	北マケドニア	○	○	H,G	○	○	◎	要	○	内国公知公用・内国刊行物	出願	5 延5ずつ4回	公報	90日	○		○	×	-	○	
	MT	マルタ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回	×		○		○	○	EUIPO	×	
	NL	オランダ	○	○	H,G	○(備)	○(備)	◎	要	×	ベネルクス領域内公知公用	出願	5 延5ずつ4回	-		●		○	×	EUIPO	○	(備)ベネルクス統一意匠法
	NO	ノルウェー	○	○	G	○	○	◎	要	○	欧州域内公知公用・欧州域内刊行物	出願	5 延5ずつ4回	(備)		○		○	×	-	○	(備)権利有効期間中。
	PL	ポーランド	○	○	G	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回	公報	6月	○		○	×	EUIPO	×	
	PT	ポルトガル	○	○	×	×	○	◎	-	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回	公開	2月	●		○	×	EUIPO	○	
	RO	ルーマニア	○	○	H,G	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10 延5ずつ3回	公開	2月	○		○	×	EUIPO	○	
	RS	セルビア	○	△	H,G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	25	×		○		○	×	-	○	
	SE	スウェーデン	○	○	×	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回	公報	2月	○		○	×	EUIPO	○	
	SI	スロベニア	○	○	H,G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回	×		○		○	×	EUIPO	○	
SK	スロバキア	○	○	×	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回	-		○		○	×	EUIPO	○		
SM	サンマリノ	○	×	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回	×		○		○	×	-	○		
VA	バチカン	○	△	×	×	イタリア意匠法は適用されないが、バチカン法廷はイタリア法を適用する裁量権を有する					左記参照					-						
北 中 南 米	AG	アンティグア・バーブーダ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	-		●		○	-	-		
	AR	アルゼンチン	○	○	×	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	×		登録	5年	○	×	-	×	
	BB	バルバドス	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	×		●		-	×	-		
	BO	ボリビア	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10	公開	30日	登録	5年	○	×	-		
	BR	ブラジル	○	○	○	×	○	◎	要	(備)	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10 延5ずつ3回	公告	60日	○登録	5年	○	×	-	○	(備)審査請求がなくとも、方式審査及び異議申立がなければ登録となる。存続期間中は新規性及び独創性に関する審査を請求することができる。
	BS	バハマ	○	△	×	×	○	◎	-	-	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	×		●		-	×	-		
	BZ	ベリーズ	○	○	H,G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	-		●		○	-	-		(備)方式、意匠性を審査する。
	CA	カナダ	○	○	G	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	10	×		●		×	×	-	×	(備)50区分の独自の分類を使用している。
	CL	チリ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10	公開	45日	●		○	○	-	×	
	CO	コロンビア	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10	公開	30日	○		○	×	-		
	CR	コスタリカ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	10	公開(備)	1月	○		-	×	-		(備)最初の公告(公開)
CU	キューバ	○	○	×	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5	-		○		○	○	-			

州名	国 コ ー ド	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11		12		13	14	15	16	備考
			パ リ 条 約	W T O 協 定	ハ ー グ 協 定	ロ カ ル ノ 協 定	意 匠 法	出 資 願 人 の 格	現 の 地 必 理 要 人 性	審 査 制 度	新 の 規 性 基 判 断 準	起 算 日	期 間 年	起 算 日	期 間	起 算 日	期 間	国 際 分 類	登 録 表 示	広 域 制 度	の 秘 密 意 匠 制 無 度	
北 中 南 米	DO	ドミニカ共和国	○	○	×	×	○(備)	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	-	○	○	×	-			(備)ただし調査時点において、意匠法は未施行。	
	DM	ドミニカ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	-	●	○	-	-				
	EC	エクアドル	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10	公開	30日	○	○	×	-	×		
	GD	グレナダ	○	○	×	×	○	意匠法の条文等の情報が得られず、内容未確認					左記参照					-				
	GT	グアテマラ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10 延5	×(備)		○	○	×	-		(備)情報提供制度(公告から3月間)あり。	
	GY	ガイアナ	○	○	×	×	○	◎	要	○	国内公知公用・国内刊行物	登録	5 延5ずつ2回	×		○	○	○	-			
	HN	ホンジュラス	○	○	×	×	○	◎	要	○	国内公知公用	出願	5 延5ずつ2回	公開	90日	○	○	×	-			
	HT	ハイチ	○	○	×	×	○	◎	-	×	-	出願	5 延5ずつ2回	×		○	-	×	-			
	JM	ジャマイカ	○	○	×	×	○	◎	-	○	国内公知公用	登録	15	×		○	×	○	-		(備)16区分の独自の分類を使用している。	
	KN	セントクリストファー・ネービス	○	○	×	×	○	意匠法の条文等の情報が得られず、内容未確認					左記参照					-				
	LC	セントルシア	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	×		●	○	-	-		(備)意匠成立性、不登録事由は審査される。	
	MX	メキシコ	○	○	G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回	×		○	○	○	-	×		
	NI	ニカラグア	○	○	×	×	○	◎	要	×	国内公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	×		●	○	×	-		(備)情報提供制度あり。	
	PA	パナマ	○	○	×	×	○	◎	-	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10 延5	公開	2月(備)	●	○	×	-		(備)異議申立は裁判所に提訴する。	
	PE	ペルー	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10	公開	30日	○	○	×	-	×		
	PY	パラグアイ	○	○	×	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	公開	60日	登録(備)	2年	○	×	-		
	SR	スリナム	○	○	H,G	×	×	調査時点においては意匠法は未制定					左記参照					-				
	SV	エルサルバドル	○	○	×	×	○	◎	-	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5	-		○	-	×	-			
TT	トリニダード・トバゴ	○	○	×	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	×		○	○	×	-				
US	米国	○	○	G	×	○	◎	-	○	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	15	×(備考1)		×(備考2)		○	○	-	×	(備)1付与後レビュー制度が存在する。 (備)2当事者系レビュー制度が存在する。	
UY	ウルグアイ	○	○	×	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10 延5	公開(備)	20日	○	○	×	-		(備)最後の公告(公開)		
VC	セントビンセント	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5	×		●	○	×	-				
VE	ベネズエラ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10	公開	30日	○	○	×	-				
国 際 機 関	AP	アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)	×	△	×	×	○	◎	要	×	内外国公知、内外国刊行物	出願	15 (備1)	×		(備2)		○	(備2)	/	×	(備1)各指定国の国内法がそれより短い場合、国内法に従う。 (備2)各指定国の国内法による。
	EM	欧州連合知的財産庁(EUIPO)	×	×	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回	×		●(備)		○	×	/	○	(備)無効は共同体意匠裁判所に提訴することもできる。
	OA	アフリカ知的財産機関(OAPI)	×	△	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	公開	3月	●		○	×	/	×	

(資料) 特許庁「令和4年度各国産業財産権制度に関する情報調査・整備事業」による調査結果及び特許庁調べ。

州名	国 コ ー ド	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11		12		13	14	15	16	備考
			パ リ 条 約	W T O 協 定	ハ ー グ 協 定	ロ カ ル ノ 協 定	意 匠 法	出 資 願 人 の 格	現 地 必 代 理 人 性	審 査 制 度	新 の 規 性 基 判 断 準	存続期間		異議申立		無効審判		国 際 分 類	登 録 表 示	広 域 制 度	秘 密 意 匠 制 無 度	
			起 算 日	期 （ 年 間）	起 算 日	期 間	起 算 日	期 間														
(備考)																						

- 1 パリ条約の項中、「○」は同条約に加盟していることを、「×」は同条約に未加盟であることを示す。
- 2 WTO協定の項中、「○」は同協定に加盟していることを、「×」は同協定に未加盟であることを、「△」はオブザーバー加盟であることを示す。
- 3 意匠の国際寄託に関するヘーグ協定の項中、「H」は“Hague Act”及び「G」は“Geneva Act”に加入していることを示す。
- 4 意匠の国際分類を確立するためのロカルノ協定の項中、「○」は同協定に加盟していることを、「×」は同協定に未加盟であることを示す。
- 5 意匠法の項中、「○」は意匠法を有することを、「×」は意匠法を有していないことを示す。
- 6 出願人の資格の項中、「◎」は創作者又は承継人が出願できることを、「○」は創作者又はその相続人のみが出願できることを示す。
- 7 現地代理人の必要性の項中、「要」は現地に居所を有しない者は、手続きを行う際に現地代理人を必要とすることを示す。
- 8 審査制度の項中、「○」は実体審査を行うことを、「×」は実体審査を行わないことを示す。
- 9 新規性判断の基準の項は、当該国における判断の基準が「内外国公知公用・内外国刊行物」、「国内公知公用・内外国刊行物」の何れであるかを示す。
- 10 存続期間における起算日は、存続期間の起算日を示し、「出願」は出願日を、「登録」は登録日を、公報は公報発行日(登録公告日)を、それぞれ起算日とすることを示す。また期間の項は権利の存続期間(年単位)を示し、「延」は「延長制度を有する場合」を示す。
- 11 異議申立の項中、「×」は異議申立制度がないことを示す。また、異議申立における起算日は、異議申し立てができる期間の起算日を示し、「公開」は出願公開日(登録前)を、「登録」は意匠登録日を、「公報」は公報発行日(登録公告日)を、それぞれ起算日とすることを示す。
- 12 無効審判の項中、「○(●)」は「特許庁(裁判所)」に請求できる無効審判制度がある場合を示す。「×」は無効審判制度に類する制度が存在しないか、確認できないことを示す。また、無効審判における起算日は、無効審判を請求できる期間の起算日を示し、「登録」は意匠登録日を、「公報」は公報発行日(登録公告日)を、それぞれ起算日とすることを示す。
- 13 国際分類の項中、「○」はロカルノ協定に基づく国際分類を採用している場合を、「×」は国際分類を採用していない場合を示す。
- 14 登録表示の項中、「○」は登録表示が義務とされていることを、「×」は登録表示が義務でないことを示す。
- 15 広域制度の項中、「EUIPO」は欧州連合加盟国を示す。
- 15 広域制度の項中、「ARIPO」はアフリカ広域知的財産機関加盟国を示す。
- 15 広域制度の項中、「OAPI」はアフリカ知的財産権機関加盟国を示す。
- 上記表中、タンザニアは旧タンガニーカ及び旧サンジバルの領域をもって構成されており、知的財産権の保護は、この両地域においてはそれぞれの法律により行われている。
- 上記表の全ての項に共通して、「-」は不明なことを示す。

※ 情報の内容には正確を期しておりますが、誤りにお気づきの際は、特許庁総務部国際協力課外国相談係(Ｅメール: PA0842@jpo.go.jp)までご連絡いただけると幸いです。 なお、当該情報の利用の結果発生するいかなる損害に対しても、特許庁は一切責任を負いません。

問い合わせ先: 国際協力課